

《180日超選定療養費》

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養費となり、1日につき920円は選定療養費として患者さんの負担になります。

ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても15歳未満の患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは健康保険が適応されます。